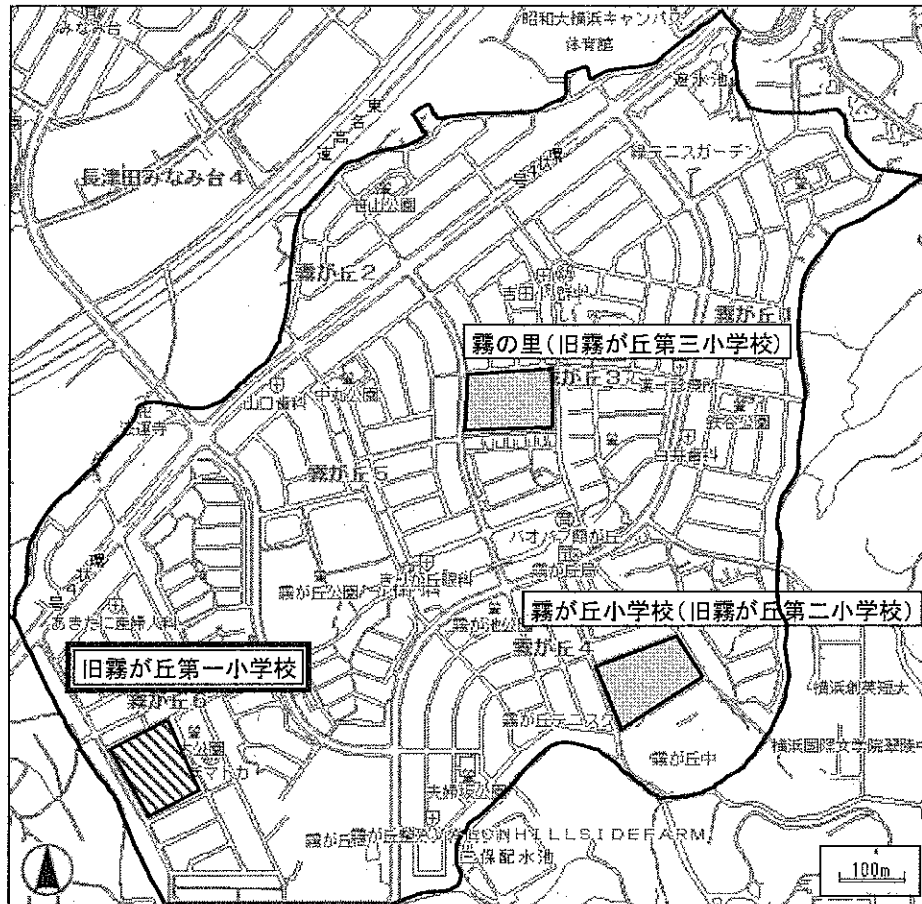


請願第 17 号 旧霧が丘第一小学校跡地の売却について

1 旧霧が丘第一小学校跡地の概要

- (1) 所在地：横浜市緑区霧が丘六丁目 13 番
- (2) 敷地面積：13,121 m<sup>2</sup>
- (3) 用途地域：第一種低層住居専用地域（建ぺい率：40%、容積率：80%）
- (4) 現 況：土地・建物共に未利用（平成 18 年 4 月 1 日閉校）

案内図



旧霧が丘第二小学校 ➡ 霧が丘小学校（平成 18 年 4 月開校）

旧霧が丘第三小学校 ➡ 霧の里（平成 20 年 4 月開所）  
 地域ケアプラザ、コミュニティハウス  
 防犯防災活動センター、地域スポーツ広場  
 インド系インターナショナルスクール

旧霧が丘第一小学校 ➡ ①最初の公募の事業予定者（平成 20 年 9 月決定）  
 学校法人 高根学園（提案：小学校新設）  
 【平成 21 年 10 月 辞退届の提出により事業予定者取消し】  
 ②再公募の事業予定者（平成 23 年 12 月決定）  
 タクトホーム株式会社  
 （提案：防災広場を持つ 76 戸の戸建て住宅地）

## 2 旧霧が丘第一小学校跡地の売却に至るまでの経緯

平成 16 年5月～11 月	地域の代表の皆様、PTA代表の皆様、学校関係者からなる「霧が丘地区小規模校再編検討委員会」で検討
平成 16 年 12 月1日	再編検討委員会より横浜市教育委員会に対して意見書が提出される。 (「霧が丘地区の3小学校を再編統合すべき」、「統合先は霧が丘第二小学校が適当」)
平成 17 年2月～10 月	地域の代表の皆様、学校施設利用・社会福祉活動団体などの関係者の皆様からなる「霧が丘地区小学校跡施設活用検討委員会」で検討
平成 17 年 12 月 16 日	活用検討委員会から緑区長に意見書が提出される。 (「地域施設は全て霧が丘第三小の跡施設で実現」、「必要な機能・用途は、コミュニティハウス、地域ケアプラザ、防犯・防災活動拠点、グラウンド・体育館等」)
平成 18 年以降	地域施設として活用されないこととなった霧が丘第一小学校の跡利用について、横浜市において検討を開始
平成 18 年4月1日	3校閉校、霧が丘小学校開校
平成 20 年1月	公募に向けて緑区選出市議員への個別説明
平成 20 年1月 26 日	霧が丘第一小の公募(募集用途:学校限定)について霧が丘連合自治会へ説明
平成 20 年4月1日	地域施設「霧の里」開所(地域ケアプラザ、コミュニティハウス、グラウンド・体育館等)
平成 20 年4月4日	公募開始(募集用途:学校限定) 市ホームページにて公表及び記者発表の実施
平成 20 年9月 26 日	事業予定者が「学校法人 高根学園」に決定 (小学校の新設) 市ホームページにて公表及び記者発表の実施
平成 21 年 10 月 30 日	辞退届の提出により事業予定者取消し 市ホームページにて公表及び記者発表の実施
平成 22 年 12 月	再公募に向けて緑区選出市議員への個別説明
平成 22 年 12 月 10 日	再公募の概要について霧が丘地区に資料回覧 → 特に意見なし (募集用途:学校、戸建て住宅、共同住宅、福祉施設など)
平成 23 年1月	再公募の概要について市ホームページにて公表
平成 23 年7月 27 日	再公募開始(募集用途:学校、戸建て住宅、共同住宅、福祉施設など) 市ホームページにて公表及び記者発表の実施
平成 23 年 11 月～12 月	旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会で審査
平成 23 年 12 月 27 日	事業予定者が「タクトホーム株式会社」に決定(防災広場を持つ 76 戸の戸建て住宅地)
平成 24 年2月9日	緑区議員団会議において、事業予定者の決定及び事業説明会の開催について説明
平成 24 年3月 11 日	霧が丘地区の住民に対する事業説明会(58 名参加)
平成 24 年4月 1 日	霧が丘地区の住民に対する事業説明会(47 名参加)
平成 24 年4月 21 日	霧が丘六丁目自治会長、副会長への説明
平成 24 年6月 17 日	霧が丘六丁目自治会第一小学校売却問題検討委員会委員への説明
平成 24 年6月 23 日	霧が丘連合自治会への説明、霧が丘六丁目自治会及び同自治会第一小学校売却問題検討委員会からの市長陳情書受理(7月 17 日付回答)
平成 24 年6月 25 日	緑区議員団会議において状況説明
平成 24 年7月4日	霧が丘六丁目自治会からの市長陳情書受理(7月 18 日付回答)
平成 24 年7月 17 日	住民監査請求及び横浜市会議長あて陳情書提出(付託外) (「売却の中止」、「地域まちづくり推進条例に基づく協議の開始」)
平成 24 年9月7日	監査結果の公表

霧が丘地区小規模校再編検討委員会、跡施設活用検討委員会の構成(事務局除く)

	小規模校再編検討委員会	跡施設活用検討委員会
委員長	霧が丘連合自治会 会長 (霧が丘二丁目自治会 会長)	霧が丘連合自治会 会長 (霧が丘二丁目自治会 会長) (霧が丘第三小学校施設利用運営委員会 会長)
副委員長	霧が丘地区青少年指導員代表	霧が丘第二小学校施設利用運営委員会 会長
	霧が丘第一小学校PTA会長	霧が丘地区民生委員児童委員協議会 会長
委員	霧が丘グリーンタウン第一自治会 会長	霧が丘グリーンタウン第一自治会 会長 (霧が丘第一小学校施設利用運営委員会 会長)
	霧が丘グリーンタウン第二自治会 会長	霧が丘グリーンタウン第二自治会 会長
	霧が丘グリーンタウン第三自治会 会長	霧が丘グリーンタウン第三自治会 会長
	霧が丘グリーンタウン第四自治会 会長	霧が丘グリーンタウン第四自治会 会長
	霧が丘センター自治会 会長	霧が丘センター自治会 会長
	霧が丘一丁目自治会 会長	霧が丘一丁目自治会 会長
	霧が丘三丁目自治会 会長	霧が丘三丁目自治会 会長
	霧が丘四丁目 代表	霧が丘四丁目自治会 代表
	霧が丘五丁目自治会 副会長	霧が丘五丁目自治会 会長
	霧が丘六丁目自治会 会長	霧が丘六丁目自治会 会長
	霧が丘三丁目22街区自治会 会長	霧が丘三丁目22街区自治会 会長
	霧が丘24街区自治会 会長	霧が丘24街区自治会 会長
	長津田台自治会 会長	
	(上記副委員長)	霧が丘地区青少年指導員代表
	霧が丘地区体育指導委員代表	霧が丘地区体育指導委員代表
	霧が丘第二小学校PTA会長	
	霧が丘第三小学校PTA会長	
		霧が丘地区社会福祉協議会 会長
		霧が丘地区保健活動推進委員会 会長
		NPO法人たすけあい・ゆりの木理事長
	霧が丘第一小学校 校長	
	霧が丘第一小学校 副校長	
	霧が丘第二小学校 校長	
	霧が丘第二小学校 副校長	
	霧が丘第三小学校 校長	
	霧が丘第三小学校 副校長	
	霧が丘中学校長	
霧が丘第一小学校はまっ子ふれあい スクール チーフパートナー	霧が丘第一小学校はまっ子ふれあい スクール チーフパートナー	
霧が丘第二小学校はまっ子ふれあい スクール チーフパートナー	霧が丘第二小学校はまっ子ふれあい スクール チーフパートナー	
霧が丘第三小学校はまっ子ふれあい スクール チーフパートナー	霧が丘第三小学校はまっ子ふれあい スクール チーフパートナー	
計 29名	計 23名	

平成24年9月7日  
監査事務局監査課

## 住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法第242条に基づき監査を行い、監査結果を公表しましたので、お知らせします。

## 学校跡地等の売却に関するもの

経 過

- 平成24年7月17日 監査請求書受付  
平成24年8月10日 監査請求人及び関係職員の陳述  
平成24年9月5日 監査委員会議にて審議（結果決定）  
平成24年9月7日 監査結果公表

監査請求書の要旨

- 霧が丘第一小学校跡地及び校舎等建物（以下、「本件学校跡地等」という。）の活用方法について、「横浜市地域まちづくり推進条例」に違反して地域住民に参画の機会を与えないまま決定したことは違法であるので、民間事業者への売却処分を中止し、活用方法を地域住民と協議することを求める。
- 本件学校跡地等を約13億円で売却することは、市場価格の指標である公示価格を基準とした総額（約23億3千万）と比べ約10億円以上の損害が発生するため、売却方法と価格決定は競争入札に基づくべきである。

監査の結果

**本件請求には理由がないと認めます。（棄却）**

## ＜監査委員の判断＞

- 本件学校跡地等の活用方法やその周知方法等の手続については、財務会計上の行為に該当しないため、住民監査請求の要件を満たしていない。（却下）
- 本件学校跡地等の売却価格は、外部の学識経験者からなる横浜市財産評価審議会の答申に基づき決定されており、その答申は2者の不動産鑑定業者の鑑定評価額をもとに専門的観点から審議され、総合的に勘案されたものであると考えられる。審議会の委員の選任についても、公的団体からの推薦などを経て任命されており、恣意性は認められない。したがって、売却価格の決定に関して特段不合理な点は見いだせない。  
また、本件学校跡地等は比較的大規模な土地であり、売却により周辺地域の環境に大きな影響を与える可能性があるため、その土地の望ましい利用用途等を想定し、一般競争入札ではなく、条件を付した事業提案型の公募売却による方法を選択することが、直ちに不合理であるとはいえない。（棄却）

## 地方自治法抜粋

### (住民監査請求)

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

### 2～3 省略

4 第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

### 5～9 省略

お問い合わせ先

監査事務局監査課長 林 賢是 Tel 045-671-3354